

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目			B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A（株価）				
大 分 類	番号	内 容				令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分	
										中 分 類
小 分 類										
金 融 業 , 保 険 業		88		5.7	35	266	266	289	289	
銀 行 業		89		2.7	18	247	92	105	103	
金融商品取引業, 商品先物取引業		90	金融商品取引業、商品先物取引業及び商品投資顧問業等を営むもの（金融商品取引所及び商品取引所を除く）	7.5	59	292	312	345	351	
その他の金融業, 保険業		91	金融業、保険業のうち、89及び90に該当するもの以外のもの	10.3	50	283	585	616	618	
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		92		7.5	48	314	363	379	389	
不 動 産 取 引 業		93	不動産の売買、交換又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行うもの	6.5	47	262	265	280	275	
不 動 産 賃 貸 業・管 理 業		94	不動産の賃貸又は管理を行うもの	8.0	42	331	455	471	491	
物 品 賃 貸 業		95	産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品及び映画・演劇用品等の物品の賃貸を行うもの	10.4	65	422	519	532	558	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和5年分のものと異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目			A（株価）【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】											
大 分 類		番号	令和 6 年 1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10月分	11月分	12月分
中 分 類														
小 分 類														
金 融 業 ， 保 険 業			88	304 249	319 253	341 258	338 263	339 269	349 274					
銀 行 業			89	106 83	109 85	120 87	119 89	125 91	128 94					
金融商品取引業, 商品先物取引業			90	380 291	398 297	424 304	426 311	430 319	447 327					
その他の金融業, 保険業			91	645 556	681 563	722 572	711 581	697 590	715 600					
不動産業, 物品賃貸業			92	400 347	400 350	403 354	407 358	413 362	419 366					
不 動 産 取 引 業			93	286 254	286 256	292 259	301 261	301 264	302 267					
不動産賃貸業・管理業			94	499 433	504 438	501 442	500 446	535 452	563 459					
物 品 賃 貸 業			95	573 492	564 496	557 501	551 505	535 509	526 513					